

# 情報提供

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
副会長 宮城政剛



## 「沖縄県緊急事態宣言」について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
那覇市保健所経由で下記の通りご案内がありましたのでご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)  
.....記.....

令和2年7月31日(令和2年8月13日変更)

## 沖 縄 県 緊 急 事 態 宣 言

(期間:令和2年8月1日~29日)

- 7月以降、中南部を中心に感染拡大がはじまり、その後に宮古や八重山、北部にも拡大しており、県内全域が感染蔓延期(警戒レベル第4段階)に達している。
- 若者中心の感染拡大から高齢者にも移行し、集団感染は夜の繁華街のみならず、社会福祉施設、病院、学校等でも発生するなど、全世代や様々な社会分野に感染が拡大している。
- 多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民一人一人の行動が最も重要であり、特に今後2週間は「新しい生活様式」に基づく徹底した行動変容が求められる。

- 1 沖縄県全域において、不要不急の外出自粛を徹底してください。
  - ・買い物は原則一人で行くようにしてください。
  - ・特に会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策を行ってください。
  - ・夜10時以降の外出を控え、特に繁華街への外出は厳に自粛をお願いします。
  - ・濃厚接触者となった方については、PCR 検査等で陰性となった場合でも2週間は自宅待機を含めたしっかりとした健康観察をお願いします。
- 2 家庭内感染が増えています。家族であっても、高齢者や体調を崩している方との接触には注意してください。
- 3 事業者においては、テレワークの積極的な導入及び職場内の三密対策を徹底するとともに、会議や会合は必要最小限とするか、またはリモート会議を取り入れてください。
- 4 集団感染が発生した場合には直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業または時短要請を行います。

(現在の休業要請等実施状況)

- (1) 那覇市内の飲食店の営業時間を朝5時～夜 10 時まで短縮(令和2年8月1日から 15 日まで)
- (2) 那覇市松山地域の接待・接触を伴う遊興施設等の休業(令和2年8月1日から 15 日)
- (3) 宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等の休業(令和2年8月7日から 20 日)

※遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。

- 5 感染防止対策を強化しつつ、経済活動への影響を最小限にとどめるため、事業者においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。県が実施している感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」を是非活用してください。
- 6 社会福祉施設、病院など、重症者リスクの高い方が入居している施設等においては、管理者、職員、来場者等、全ての関係者において、特に感染防止対策の徹底をお願いします。
- 7 各学校においては、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいりますので、ご家庭におかれましてはお子様の健康観察にご協力いただきますようお願いいたします。
- 8 県民の皆様には、県をまたぐ不要不急の往来は自粛をお願いします。県外からの渡航については、慎重に判断していただきますようお願いいたします。
- 9 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。また、その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いいたします。
- 10 県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を講じたうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。感染防止対策を講じることができない場合、中止とするようお願いいたします。

※上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第9項に基づく協力依頼です。

## 医療提供体制の拡充と感染拡大防止対策の強化

### 1. 受入体制強化

- ① 医療機関における病床確保数について、200床を425床に引き上げます。
- ② 宿泊療養施設について、現在の210室を340室まで増室し、状況に応じて、さらに拡大します。
- ③ 自宅療養者に対し、コールセンターによる健康観察に加え、食事・食材の配送等も実施し、安心して自宅にて療養できる体制を整備します。

### 2. 検査体制拡充

PCR 検査等を受けることができる、かかりつけ医ともなりうる107件のクリニック等と契約し、県医師会の協力を得て、県民に対する検査体制を拡充します。

### 3. クラスター対策強化

庁内にクラスター対策チームを設置し、病院や社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化します。厚生労働省からの応援職員とも連携し、DMAT 等の派遣も含めて対応していきます。

### 4. 水際対策強化

那覇空港における TACO の体制増強により、那覇空港内における抗原検査を実施し、迅速な対策を行ってまいります。

### 5. 感染予防対策

感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」の実効性を高めるため、PRの更なる強化と各種業界団体等と連携した取組みを進めます。

## 事業活動及び県民に対する支援策等

項目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。</li> <li>○ 相談は、それぞれの契約会社等に問い合わせること。</li> </ul>
②納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。</li> <li>○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。</li> </ul> <p>(詳しい条件や手続は、各市町村国民健康保険担当窓口へ)</p>
③県営住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。</li> <li>○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。</li> <li>○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。</li> </ul>
④緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施(現時点では9月末日まで)。</li> </ul>
⑤総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施(現時点では9月末日まで)。</li> </ul>
⑥住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。</li> </ul>
⑦傷病手当金(健康保険)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。</li> </ul> <p>※4日目から支給 (相談・申請等は、各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など)</p>
(2)相談対応	
①見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。</li> </ul>
②ひとり親家庭対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。</li> </ul>
③DV、児童虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。</li> <li>○ 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。</li> </ul>
④振り込み詐欺等対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。</li> </ul>
⑤学生等対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学、専門学校等の学生緊急相談窓口設置を設置し、相談対応を実施。</li> </ul>

2. 事業者向け支援策	
(1)支援策	
①雇用調整助成金	<p>○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。</p> <p>○ 県では、9月末までの特例措置期間について10月以降も延長するよう要望を行っている。</p>
②沖縄県雇用継続助成金事業	○ 国から雇用調整助成金の支給を受けた事業主を対象に、上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。
③小学校休業等対応助成金	○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対し助成を行う。
④農林漁業セーフティネット資金貸付等	○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。
⑤経営継続補助金(国事業)	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。
⑥工業用水道料金関係	(警戒レベル第1段階から引き続き実施) ○ 工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。
⑦持続化給付金(国事業)	○ 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付する。
⑧県中小企業セーフティネット資金	○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」と併せて、同感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間については、同感染症の影響を勘案し、今後、決定。
⑨新型コロナ感染症特別貸付	○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間は、令和2年12月31日までに保証申込を受付たもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。
⑩協力支援金(休業要請対象)	○ 緊急事態宣言(令和2年7月31日)の発出に伴い、那覇市松山地域、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等への休業に伴う20万円の協力金、那覇市内の飲食店の営業時短要請(朝5時～夜10時まで)に伴う10万円の協力金支給を実施する。
⑪安全・安心な島づくり応援プロジェクト	○ 沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し一律10万円の奨励金を支給する。 (主な対象業種) 宿泊業、レンタカー業、貸切バス業、マリンレジャー業、ツアーガイド、理容業、美容業、農林水産業、建設業、土木業、卸売業など
⑫納税の猶予	○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。



<b>(2)各事業者向け</b>	
①農林水産業向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等。</li> <li>○ 農林漁業者の事業継続や、価格差補填措置、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等。</li> <li>○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援(貨物専用臨時便の確保対策等)。</li> </ul>
②文化事業者向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る経費の支援を行う。</li> </ul>
③公共交通事業者向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通機関における感染防止対策の定着を支援するため、「沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業」により、事業者の事業規模に応じた奨励金を支給する。</li> <li>○ 個人タクシー(約1,200事業者)は、各事業者1台の経営形態であることから、1事業者あたり10万円の奨励金を支給する。</li> </ul>
<b>(3)相談対応</b>	
①雇用調整助成金相談窓口体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用の維持を図るため、地域の商工会と連携した出張相談窓口を設置するなど、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。</li> </ul>
②支援機関の窓口相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会・商工会議所等による個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等に対する支援により、小規模事業者等に対する窓口相談体制を強化する。</li> </ul>
③公共工事の関連の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。</li> <li>○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。</li> </ul>
<b>3. その他対応</b>	
<b>(1)その他対応</b>	
①便乗値上げ防止要請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保・便乗値上げ防止を要請する。</li> </ul>
②観光客・観光事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。</li> <li>○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。</li> </ul>
③在住外国人への生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。</li> </ul>
④廃棄物取扱方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。</li> <li>○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。</li> </ul>
⑤警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 那覇市松山地区等において警戒活動を強化する。</li> </ul>

以上です。